

2017年 6 月 20 日

2017年 5 月 10 日 フランス共和国公式機関紙 (JORF) 第0109号

書類第 5 号

**遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得、及びその利用から生ずる利益の配分に係る  
2017年 5 月 9 日第2017-848号政令 (décret)**

NOR: DEVL1702693D

ELI:<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2017/5/9/DEVL1702693D/jo/texte>  
エイリアス: <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2017/5/9/2017-848/jo/texte>

対象者：フランス領土において遺伝資源又は関連する伝統的な知識の取得を望む全ての者。  
フランス領土において遺伝資源又は関連する伝統的な知識を、それらを取得した国を問わず、利用する全ての者。

目的：その利用から生ずる利益の配分のため、及び欧州連合内の利用者による、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の遵守の管理のための、フランス領土における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得。

発効：環境法典D第412-39条及びD第412-41条を除き、本文書は2017年 7 月 1 日に発効する。

註：本政令は行政警察に関する、遺伝資源又は関連する伝統的な知識の利用の届出手続き及び許可についての規則を定めるものである。利益の配分は契約により決定される。

本政令は、海外公共団体及び住民社会を参加させつつ、この分野の特性を考慮に入れるものである。

これはまた、2014年 4 月 16日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014 (遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づくEU内での利用者の遵守に関する措置に関する規則)における、コレクション及び<<必要な義務>>についての要件を実施する。

参照：本修正を経た環境法典は、Légifranceのウェブサイト  
(<http://www.legifrance.gouv.fr>) にて閲覧可能である。

首相は、

原文タイトル: Décret n° 2017-848 du 9 mai 2017 relatif à l'accès aux ressources génétiques et aux connaissances traditionnelles associées et au partage des avantages découlant de leur utilisation

原文リンク:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000034630780&categorieLien=id>

(最終アクセス日:平成 29 年 11 月 2日)

環境・エネルギー・海洋大臣（気候に関する国際関係担当）の報告に基づき、

1992年5月22日にリオ・デ・ジャネイロにて採択され、1992年6月13日にフランスにより署名された生物多様性条約（附属書2点を含む）により；

2010年10月29日に名古屋にて採択され、2011年9月20日にフランスにより署名された、生物多様性条約に関する、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書（附属書1点を含む）により；

2014年4月16日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づくEU内での利用者の遵守に関する措置に関する規則により；

環境法典、特にそのL第412-3条からL第412-20条、L第635-2-1条及びL第640-5条により；

地方公共団体一般法典、特にそのL第7124-19条により、

行政裁判法典、特にそのL第213-1条からL第213-6条、及びR第213-1条からR第213-4条により；

市民行政関係法典により；

ワリス・エ・フトゥナ諸島に海外領土の資格を与える1961年7月29日の法律第61-814号により；

個別行政決定の地方分散に関する1997年1月15日の政令第97-34号により；

個別行政決定の地方分散に関する1997年1月15日の政令第97-34号第2条第1段落を環境担当大臣に適用するための1997年12月19日の政令第97-1204号により；

2017年2月10日のレユニオン県評議会の申立てにより；

2017年2月10日のレユニオン地域評議会の申立てにより；

2017年2月10日のギアナ議会の申立てにより；

2017年2月10日のマルティニク議会の申立てにより；

2017年2月13日のマイヨット県評議会の申立てにより；

2017年2月14日のグアドループ県評議会の申立てにより；

2017年2月14日のグアドループ地域評議会の申立てにより；

2017年3月1日のワリス・エ・フトゥナ領土議会の申立てにより；

国務院（Conseil d'État）（公共工事部門）の合意の下、

政令を発する：

## 第1条

I. - 環境法典（規則の部）第IV編第I章第II節の標題は、以下のように変更される：〈〈自然遺産の利用枠組み〉〉

II. - 同節に以下の第4款を追加する：

〈〈第4款

〈〈遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得及び、その利用から生ずる利益の配分

〈〈第1目

〈〈国土における遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の配分のための届出手続き

〈〈R第412-12条 - L第412-7条IVに言及される利益の配分の一般的形態は以下より成る：

〈〈1° 遺伝資源が、生物多様性に関する知識のために利用される場合：生息域内又は域外における、届出に記載された又はその類似の種の保全活動、又は、届出に記載された又はその類似の種に関する研究、教育、養成、市民及び地域職業人への啓蒙、専門知識又は技術の移転に対する協働、協力又は貢献活動；

〈〈2° 遺伝資源が、コレクションとしての保全のために利用される場合：生息域内又は域外における、届出に記載された又はその類似の種の保全活動（例えばコレクション内の試料の複製の保管所において）；

〈〈3° 遺伝資源が、商業的開発を直接の目的としない活用のために利用される場合：生息域内又は域外における、届出に記載された又はその類似の種の保全活動、又は地域レベルで、その資源の保全に貢献する地域と関連して、届出に記載された遺伝資源の持続的な利用に関する分野の開発に貢献する又は、生物多様性の活用に資する活動。

〈〈第R412-13条-I. - L第412-7条のI及びIIIに定められたケースにおいて遺伝資源の取得を望む全ての者は、環境担当大臣に届出を提出する。

〈〈II. - この届出は、環境担当大臣が定めた様式にて行われ、これは以下を含む：

〈〈1° 自然人の場合は氏名及び住所、法人の場合は名称又は商号、法的形態、本社住所及び届出署名者の資格；

〈〈2° 届出の対象となる活動及びその目的についての記述；

〈〈3° 対象となる生物種の名称（可能な限り詳細に記すこと）、試料の採取場所、又はその生命物質がコレクションである場合、その試料の保有主体；

＜＜4° 遺伝資源の取得の技術的形式及び、収集の条件に関する記述；

＜＜5° 活動実施の予定日程；

＜＜6° その活動に適用可能な利益配分の形式の中からの申請者による選択、及び（一人又は複数の）受益者；

＜＜7° 秘密の情報で、その公開が産業上・商業上の秘密を侵害する可能性があると届出者が想定するもの。

＜＜III. . - 市民行政関係法典L第112-9条に則り、届出は、環境担当大臣の省令（arrêté）により設置された電子情報通信を介して転送されうる。

＜＜R第412-14条-I. - 届出が不完全なものである場合、担当環境大臣は届出者に対してこれを完全なものにするよう促す。届出が完全なものとなれば、同大臣は届出者に対して受領証を発行する。届出に言及された遺伝資源の取得は、届出者が受領証を受け取った際に許可される。

＜＜II. - 届出に修正がある場合、届出者は環境担当大臣に対し、当初の届出と同じ様式で、訂正された届出を提出する。

＜＜R第412-15条-I. - 届出受領証は、必要な場合秘密の情報を隠し又は削除した上で、環境担当大臣によって以下へと転送される：

＜＜1° 2010年10月29日に名古屋にて採択された、生物多様性条約に関する、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書の第14条に定義された、取得及び利益の配分に関する情報交換センター；

＜＜2° 遺伝資源の取得がL第412-4条の定義による住民社会が存在する共同体の領土で行われる場合、L第412-10条に言及される公的法人。

＜＜II. - 受領された届出の概要は、6ヶ月毎に環境担当省の公式報告書にて公表される。

＜＜R第412-16条-I. - 科学的コレクションの保有者は、彼らの活動に対する本目の適用のため、L第412-16条の措置を享受する希望を表明することができる。

＜＜その場合、申請がなされた年の翌年1月1日以降毎年3月31日までに、彼らは環境担当大臣に対して、前回の申請に記載された情報の更新（前年度中に修正があった場合）、及び当該年度になされる取得の名目下で必要な場合は新たな申請のみを、提出するものとする。

＜＜市民行政関係法典L第112-9条に則り、これらの情報は、環境担当大臣の省令により設置された電子情報通信を介して転送されうる。

＜＜II. - 届出が不完全なものである場合、担当環境大臣は届出者に対してこれを完全なものにするよう促す。届出が完全なものとなれば、大臣は届出者に対して対応する受領証を発行する。

＜＜III. – 環境担当大臣は、Iの名目において受領した届出及び対応する受領証を、研究担当大臣に対して情報共有のため転送する。

＜＜同大臣は受領証もまた、必要な場合は秘密の情報を隠し又は削除した上で、2010年10月29日に名古屋にて採択された、生物多様性条約に関する、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書の第14条に定められた、取得及び利益の配分に関する情報交換センターに転送する。

＜＜IV. – 受領された届出の概要は、毎年、環境担当省の公式報告書において公表される。

＜＜R第412-17条 L第412-15条に定める審議が採用される場合、グアドループ及びレユニオンの地域評議会、ギアナ及びマルティニクの議会、マイヨットの県評議会は、本目の適用のため、環境担当大臣の機能を執行する。

＜＜第2目

＜＜国土における遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の配分のための許可手続き

＜＜R第412-18条-I. – L第412-7条I及びIIIに言及されるもの以外を利用目的とし同IVについて適用する、遺伝資源の取得を希望する全ての者、R第412-12条に定める活動に対する利益配分の一般的形式が、その個別のケースに適用されないと想定する全ての者は、環境担当大臣に対して許可申請を行う。

＜＜II. – この届出は、環境担当大臣が定めた様式にて行われ、これは以下を含む：

＜＜1° 自然人の場合は氏名及び住所、法人の場合は名称又は商号、法的形態、本社住所及び申請署名者の資格；

＜＜2° 申請の対象となる活動の記述、目的及び計画される用途；

＜＜3° 対象となる生物種の名称（可能な限り詳細に記すこと）、試料の採取場所（L第331-1条に定義される国立公園の地理的境界内であるか否かを明記のこと）、又はその生命物質がコレクションである場合、その試料の保有主体；

＜＜4° 遺伝資源の取得の技術的形式及び、収集の条件に関する記述；

＜＜5° 活動又は計画される用途が生物多様性に与える影響を評価することのできる情報。特に取得を申請する遺伝資源の持続的利用の制限又は枯渇リスクに関するもの；

＜＜6° 活動実施の予定日程；

＜＜7° 利益の配分に関する申請者の提案、技術的及び財政的能力の説明、また希望する場合には、利益配分に関する合意取得のために提案された、R第412-19条に定める最大期限を超える期限に関する記述；

＜＜8° 秘密の情報で、その公開が産業上・商業上の秘密を侵害する可能性があるとして申請者

が想定するもの。

＜＜III. – 市民行政関係法典L第112-9条に則り、許可申請は、環境担当大臣の省令により設置された電子情報通信を介して転送されうる。

＜＜R第412-19条– 申請を受領すると環境担当大臣は申請者に対して、登録日を記載した受領証を発行する。15営業日以内に、環境担当大臣は書類の確認を行う。届出が不完全である場合、同大臣は申請者に対し、市民行政関係法典L第114-5条及びL第114-6条に定める条件の下、書類を修正するよう促す。

＜＜完全な書類を受領してから1ヶ月以内に、環境担当大臣は申請者に対し、利益配分に関する合意に至るための期限を通知する。同期限については、申請者がその申請内においてより長い期限の希望を示していない限り、4ヶ月を超えないものとする。本期限の終了前に、同大臣は、L412-8条IVの2°及び3°に定める理由によって申請を却下することができる。

＜＜R第412-20条-I. – 利益の配分契約の作成にあたっては、環境担当大臣の省令により作成された契約見本を参照することができる。

＜＜II. – L第412-8条のVの最終段落に定める金額の限度は、1,000ユーロとする。

＜＜R第412-21条– L第412-8条VIIに定める調停手続きを利用する場合は、行政裁判法典L第213-1条からL第213-6条及びR第213-1条からR第213-4条にて定義される、仲裁に適用可能な原則に則り行われる。管轄裁判所は、申請対象の遺伝資源がその管轄内にある行政裁判所、又は遺伝資源が1つの行政裁判所の管轄内にない場合はパリ行政裁判所である。

＜＜R第412-22条-I. – R第412-19条第2段落の適用による期間が終了した場合又は調停手続きが取られる場合は、行政裁判法典L第213-6条第2段落の適用により、仲裁の終了が宣言された日において利益の配分に関する合意がない場合は、申請は却下される。

＜＜II. – 利益の配分に関する合意がなされた場合、環境担当大臣は、本合意の署名から2ヶ月以内に、申請に対する決定を下す。同期間内に大臣の決定がない場合、許可されたものとみなす。

＜＜同大臣は許可発行の際、申請において予定される活動に応じて有効期限を設定し、特に遺伝資源の利用条件に関して規定を加えることができる。

＜＜R第412-23条– 申請により予定される活動又はその目的が、他の法律の適用下にある生物多様性のある構成要素を制御することにある場合、資源の枯渇リスクを理由として許可申請を却下することはできない。

＜＜R第412-24条-I. – 許可の省令及び利益配分の契約は、必要な場合には秘密の情報を隠蔽し又は削除したうえで、環境担当大臣により以下に転送される：

＜＜1° 2010年10月29日に名古屋にて採択された、生物多様性条約に関する、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書の第14条に定められた、取得及び利益の配分に関する情報交換センター；

＜＜2° 遺伝資源の取得がL第412-4条の定義による住民社会が存在する共同体の領土で行われる場合、L第412-10条に言及される公的法人。

＜＜II.- 発行された許可の概要は、6ヶ月毎に環境担当省の公式報告書にて公表される。

＜＜R第412-25条- 許可の受益者からの申請又は自らの意思により、環境担当大臣は、その発行の後、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保証するために、又は生物多様性の保全及びその要素の持続的利用に資するために、又はその保持がもはや正当でないような当初の規定を緩和するために、必要な補足規定許可を付け加えることができる。

＜＜許可の受益者からの申請が利益配分の契約の修正を要するものでない場合、この申請に対して受領から2か月の間連絡がなければ、承認されたものとみなされる。

＜＜利益配分の契約が修正を要する場合、当初の契約締結に関する措置が適用される。

＜＜R第412-26条- 許可発行の根拠となった要素に大きな変更をもたらすような活動の修正が見込まれる全ての場合において、許可の受益者は、その範囲を評価するための情報を添えて、環境担当大臣に報告しなければならない。

＜＜許可の受益者からの申請が、利益配分の契約の修正を要するものでない場合、この申請に対して受領から2か月間連絡がなければ、承認されたものとみなされる。この期間中、同大臣は、該当する場合には補足規定許可を付け加えることができる。

＜＜この申請が利益配分の契約の修正を要する場合、当初の契約締結に関する措置が適用される。

＜＜R第412-27条- L第412-15条に定める審議が採用される場合、グアドループ及びレユニオンの地域評議会、ギアナ及びマルティニクの議会、マイヨットの県評議会は、本目の適用のため、環境担当大臣の機能を執行する。

### ＜＜第3目

＜＜遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用のための許可手続き

＜＜R第412-28条-I.- L第412-4条の4° に定義する、ギアナ又はワリス・エ・フトゥナ諸島の一つ又は複数の住民社会が、遺伝資源に関連する伝統的な知識を保有する場合、この伝統的な知識の利用を希望する全ての者は環境担当大臣に対して申請を行う。

＜＜II.- この申請は、環境担当大臣が定めた様式によって行われ、これは以下を含む：

＜＜1° 自然人の場合は氏名及び住所、法人の場合は名称又は商号、法的形態、本社住所及び申請署名者の資格；

＜＜2° 申請の対象となる活動の記述、目的及び計画される用途；

＜＜3° 対象となる一つ又は複数の伝統的な知識についての記述、これを保有する一つ又は複数の住民社会の指定、又は、一つ又は複数の伝統的な知識がコレクションである場合、そのコレクションの保有主体、及び、この伝統的な知識の利用が遺伝資源の取得を要する場合、この資源の取得のために申請者が想定する試料の出所；

＜＜4° 関連する伝統的な知識の取得のプロトコルについての記述；

＜＜5° 申請者のために介入する人物の資格についての記述；

＜＜6° 活動実施の予定日程；

＜＜7° 活動又は計画される用途が生物多様性に与える影響を評価することのできる情報。特に申請の対象である伝統的な知識が関連する、遺伝資源の持続的利用の制限又は枯渇に関するもの；

＜＜8° 利益配分に関する申請者の提案及び、その技術的及び財政的能力の説明；

＜＜9° 秘密の情報で、その公開が産業上・商業上の秘密を侵害する可能性があるとして申請者が想定するもの。

＜＜III. – 市民行政関係法典L第112-9条に則り、許可申請は、環境担当大臣の省令により設置された電子情報通信を介して転送されうる。

＜＜R第412-29条–申請の受領後環境担当大臣は申請者に対して、登録日を記載した受領証を発行する。15営業日以内に、環境担当大臣は書類の確認を行う。届出が不完全である場合、同大臣は申請者に対し、市民行政関係法典L第114-5条及びL第114-6条に定める条件の下、書類を修正するよう促す。

＜＜完全な書類を受領してから1ヶ月以内に、環境担当大臣はL第412-10条において言及される公的法人にこれを転送する。

＜＜D第412-30条– L第412-10条において言及される公的法人は：

＜＜1° ギニアについては、地方自治一般法典L第7124-19条において言及される公的機関；

＜＜2° ワリス・エ・フトゥナ諸島については、L第635-2-1条に則り、一つ又は複数の関係する住民社会が形成された一つ又は複数の領土区画。しかし、対象となる領土区画が、申立てから15日以内に、住民社会の協議の開催の合意を明白に表明しない場合、この協議はワリス・エ・フトゥナ諸島の上級行政官により開催される。

＜＜R第412-31条– 申立てから1か月以内に、D第412-30条に示された法人は、一つ又は複数の対象住民社会の協議の日程を定め、申請者にこれを通知する。

＜＜この協議の日程は、同法人が申立てから最大9か月以内に、L第412-11条の6° において言及される調書を環境担当大臣に転送できるような形で決定されなければならない。

＜＜一つ又は複数の対象住民社会の十分な情報及び参加を保証するために、協議の期間は、

生物多様性についての知識又は商業開発を直接の目的としない活用のための伝統的な知識の利用を申請する場合には最低2ヶ月間、またその他の場合は最低4か月間でなければならない。

＜＜R第412-32条- 申請書類は協議の全期間中、一つ又は複数の対象住民社会によって閲覧可能であるものとする。

＜＜申請書類は、彼らの生活様式や文化に適した条件においても（特に彼らが理解する言語や方言によって）、示されるものとする。

＜＜D第412-30条に示される法人の合意の下、また同法人の定める条件下において、申請者は一つ又は複数の対象住民社会の協議に参加することができる。

＜＜R第412-33条- 一つ又は複数の対象住民社会の事前の合意がある場合、D第412-30条に示される法人は、L第412-11条<sup>6</sup>に言及される調書に基づき、利益配分の契約について申請者と交渉及び署名を行う。

＜＜申請者は環境担当大臣に対し、一つ又は複数の署名された契約書、及び対応する一つ又は複数の調書を転送する。

＜＜環境担当大臣は、前段落に言及される書類の受領から2ヶ月以内に、申請について決定を下す。同期間内に同大臣から決定のない場合は、許可が発行されたものとみなす。

＜＜許可を与える省令は、必要な場合条件が加えられ、申請された活動に応じてその有効期間を定める。

＜＜R第412-34条- 許可の受益者からの申請又は自らの意思により、環境担当大臣は、その発行の後、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保証するために、又は生物多様性の保全及びその要素の持続的利用に資するために、又はその保持がもはや正当でないような当初の規定を緩和するために、必要な補足規定許可を付け加えることができる。

＜＜環境担当大臣は、許可の受益者からの申請をD第412-30条に示される法人に転送し、又は許可省令を修正する意図を同法人に伝達する。

＜＜許可の受益者からの申請が利益の配分契約の修正を要するものでない場合、その申請に対して受領から2ヶ月以上連絡がなければ、承認されたものとみなされる。

＜＜利益配分契約の修正を要する場合、R第412-31条からR第412-33条に定める措置が適用される。

＜＜R第412-35条- 許可発行の根拠となった要素に大きな変更をもたらすような活動の修正が見込まれる全ての場合において、許可の受益者は、その範囲を評価するための情報を添えて、環境担当大臣及びD第412-30条に示される法人に報告しなければならない。

＜＜許可の受益者からの申請が利益の配分契約の修正を要するものでない場合、その申請に対して受領から2か月以上連絡がなければ、承認されたものとみなされる。この期間中、

同大臣は、該当する場合には補足規定許可を付け加えることができる。

＜＜申請により利益配分の契約の修正を要する場合、R第412-31条からR第412-33条に定める措置が適用される。

＜＜R第412-36条- 利益配分契約の条項の修正、同契約の解消、又はその実施に影響するその他の事象が発生する場合、D第412-30に示される法人は遅滞なく環境担当大臣にこれを伝達し、後者は許可のため、起こりうる結果について評価を行う。

＜＜R第412-37条- 許可の省令及び、一つ又は複数の利益配分契約は、環境担当大臣により、必要な場合は秘密の情報を隠し又は削除した上で、2010年10月29日に名古屋にて採択された、生物多様性条約に関する、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書の第14条に定められた、取得及び利益の配分に関する情報交換センターに転送される。

＜＜発行された許可の概要は、6ヶ月毎に環境担当省の公式報告書にて公表される。

＜＜R第412-38条- L第412-15条に定める審議が採用される場合、ギアナの議会は、本目の適用のため、環境担当大臣の機能を執行する。

#### ＜＜第4目

＜＜遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用に関する遵守規則

＜＜D第412-39条-I. - 研究担当大臣は以下についての管轄当局である：

＜＜1° 2014年4月16日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014（遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づくEU内での利用者の遵守に関する措置に関する規則）第7条の適用により、その研究活動のために遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する出資受益者からの、同規則第4条に則った必要な義務を満たしていることを証明する届出を受領する；

＜＜2° 同規則第7条の第3から5項、及び第9、10、12及び13条のいずれかに属する利用者に対して、その適用を保証する。

＜＜II. - 環境担当大臣は以下についての管轄当局である：

《 1° Iの1° に言及された規則第7条の第2項の適用により、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用を通じて作成された製品の最終開発段階において、利用者が同規則第4条に則った必要な義務を満たしていることを証明する届出を受領する；

＜＜2° 同規則第7条の第3から5項、及び第9、10、12及び13条のいずれかに属する利用者に対して、その適用を保証する。

#### ＜＜第5目

＜＜欧州連合のコレクション登録簿

<<D第412-40条- 遺伝資源のコレクションの保有者は、そのコレクションの全体又は一部について、欧州コレクション登録簿（2014年4月16日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づくEU内での利用者の遵守に関する措置に関する規則の第5条に定められた登録簿）への登録を申請することができる。

<<申請及び審査書類の構成形式、及び登録簿に記載されたコレクションの検査に関する形式は、研究担当及び環境担当大臣の共同省令にて詳述される。

<<D第412-41条- 研究担当大臣は、2014年4月16日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014（遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づくEU内での利用者の遵守に関する措置に関する規則）第5条の適用についての管轄当局である。>>

## 第2条

I. - 環境法典R第635-1-1条に以下の段落を追加する：

<<第IV編第I章第II節第4款の第3目から第5目はワリス・エ・フトゥナに適用可能である。>>

II. - 同法典R第644-1条のIにおいて、<<R第412-1条からR第413-51条>>の語を<<R第412-1条からD第412-41条及びR第413-1条からR第413-51条>>の語に変更する。

## 第3条

前掲1997年12月19日の政令の附属書第I章IIの表中<<第IV編>>欄の以下の行の前に：

<<

	国立植物保護研究所に関する承認の発行及び取消	R第416-5条
--	------------------------	----------

>>

以下の行が挿入される：

<<

	その利用を目的とした遺伝資源の取得のための届出に対する受領証の発行	R第412-14条 及びR第412-16条
	その利用を目的とした遺伝資源の取得のための許可省令	R第412-22条
	遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用のための許可省令	R第412-33条

>>。

## 第4条

I. - 本政令は、環境法典第D412-39条及びD第412-41条を除き、2017年7月1日に発効する。

前段落は、ワリス・エ・フトゥナ及びフランス領南方・南極地域に適用可能である。

II. - 環境法典D第412-30条の措置の例外として、地方公共団体一般法典L第7124-19条に言及される公共機関の創設までの間、ギニアについては国家が、環境法典L第412-10条に言及される公人となる。

## 第5条

環境・エネルギー・海洋大臣（気候に関する国際関係担当）、国民教育・高等教育・研究大臣、海外県・海外領土大臣及び、生物多様性担当大臣補佐は、それぞれ本政令の実施を担当し、また本政令はフランス共和国公式機関紙にて公表される予定である。

## 附属書

附属書

R第412-33条に

遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用のための利益配分の契約見本

本契約は以下の間で締結される：

- 地方公共団体一般法典L第7124-19条に言及される公的機関で、（伝統的な知識がギアナ領の一つ又は複数の住民社会により保有される場合）その長により代表されるもの；
- （ユヴェア/ アロ/ シガヴ）の領土区画で、（伝統的な知識がワリス・エ・フトゥナ諸島の一つ又は複数の住民社会により保有される場合）、...により代表されるもの、

以降<<環境法典D第412-30条に示される公的法人>>と呼ぶ。

他方、

XXX、本社は...に位置し、...が...の資格において厳にこれを代表し、以降<<利用者>>と呼ぶ。

上記を全体又は個別に単体又は複数の<<当事者>>と呼ぶ。

1992年5月22日にリオ・デ・ジャネイロにて採択され、1992年6月13日にフランスにより

署名された生物多様性条約（附属書2点を含む）により；

2010年10月29日に名古屋にて採択され、2011年9月20日にフランスにより署名された、生物多様性条約に関連する、遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書（附属書1点を含む）により；

環境法典、特にL第412-9条からL第412-14条及びR412-28条からR412-38条までにより；

.....の日付に.....により提出された、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用申請により；

申請に関係する一つ又は複数の住民社会の協議の手順について述べる、環境法典L第412-11条6°の適用により.....の日付に作成された調書により、

## 第1条

### 本契約の目的

本契約は、事前の情報に基づく、以下の一つ又は複数の住民社会からの同意を形式化することを目的とする；、

利用される伝統的な知識は以下のとおり；

その目的は以下のとおり；

本契約は、同意の条件となった伝統的な知識の利用条件、及びこの利用から生ずる利益の配分条件を定めるものである。

本契約の登録番号は.....である。

## 第2条

### 伝統的な知識の利用条件

## 第3条

### 利用から生ずる利益の配分条件

3.1. 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益は、下記に記載される事業に充当され、第1条に言及される住民社会に直接もたらされるものとする；

これら事業は、環境法典L第412-4条3°のaからfに言及される活動内に記載されているものでなければならない。

- a) 持続的利用を保証しつつ、生息域内又は域外における生物多様性の増加又は保全；
- b) 事前の情報に基づく同意のもとにおける、対象住民社会の伝統的な知識のデータベース作成（必要な場合）、及び生物多様性を尊重するその他の伝統的な慣行及び知識の

保全により、遺伝資源に関連する伝統的な知識を保全すること；

- c) 住民のための雇用創出及び遺伝資源又は関連する伝統的な知識の持続的利用に関連する地域のサプライチェーンの発展、又は生物多様性の活用について、これらの資源の保全に貢献する地域と連携し、地域レベルで貢献すること；
- d) 研究、教育、研修、公衆及び地域職業者の啓蒙、権限の移転又は技術の移転活動に関する協働、協力又は貢献；
- e) 定められた領土における生態系の公益的機能の維持、保全、管理、供給又は復元；
- f) 財政的支援の投入。

3.2. これらの事業は以下の条件の下、協議及び住民社会の参加の下で行われなければならない：

3.3. 伝統的な知識の利用から生ずる利益は以下のために分配される：

- 以下に記す一つ又は複数の住民社会：；

- 環境法典D第412-30条に示される公的法人（これは一つ又は複数の対象住民社会のために管理及び、場合により委譲を行う）。これらの利益は区分処理法により会計処理される。利益は、一つ又は複数の対象住民社会に直接恩恵をもたらす、協議の下、また同社会の参加により実現された事業のみに割り振られる。

契約に当初示された利益の享受者が消失した場合、環境法典D第412-30条に示された公的法人がこれに代わる（環境法典L第412-14条のIIIに則ったオプション条項）。

## 第4条

### 成果の公表

公衆に向けた科学的刊行物において、伝統的な知識の出所及び第1条にある登録番号が記載される。

## 第5条

### 期限及び解除

本契約は、環境法典R第412-33条に定める許可の発給日から発効する。

環境法典D第412-30条に示される公的法人は、利用者が条項の一つに違反する場合、本契約を解除することができる。受領通知請求付書留郵便で送られた署名付きの違反改善を求める書簡の発送から3か月後に、改善が見られない場合、この解除は自動的に行われる。

## 第6条

### 協議解決の手続き

当事者は、本契約の条項の解釈やその施行に関するあらゆる係争について、協議によって解決する努力を行う。

利用者と、環境法典D第412-30条に示された公的法人との間におけるあらゆる係争については、利用者側から、意見の相違の理由及び、必要な場合は求める是正措置案を記した要請書簡を提出する。環境法典D第412-30条に示された公的法人は、その決定を通知するまでに、同書簡の受領から2か月の猶予を持つ。この期間内に決定がない場合、要請は拒否されたものとみなす。

## 第7条

### 適用法及び所轄裁判所

本契約はフランス法に従う。

本契約の解釈、施行、有効性に関する、及び協議による解決がない場合の係争については、地域を管轄する行政裁判所に持ち込まれうる。

(作成場所、日付)

2017年5月9日作成。

首相

ベルナール・カズヌーヴにより：

環境・エネルギー・海洋大臣（気候に関する国際関係担当）  
セゴレーヌ・ロワイヤル

国民教育・高等教育・研究大臣  
ナジャット・ヴァロー＝ベルカセム

海外県・海外領土大臣  
エリカ・バレツ

生物多様性担当大臣補佐  
バーバラ・ポンピリ